小林多喜二文学碑

不屈

【秋田県版】
No. 385
2023年7月15日

治安維持法犠牲者
国家賠償要求同盟
発行人：田中幹夫
〒113-0034　東京都
文京区湯島２－４－４

秋田県本部
〒014-1413
秋田県大仙市角間川町
字東中上町２７
最上健造　方
TEL&FAX
0187-65-2115

同盟運動の目的

ふたたび戦争と暗黒政治を許さないために

1、国は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること
2、国は、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと
3、国は、治安維持法による犠牲者の実態を調査し、その内容を公表すること

湯沢雄勝支部

多喜二と花岡事件を訪ねるツアー

――田沢湖・「姫観音」・潟上市「いしずえ碑」も――

湯沢雄勝支部は、6月13日、14日、9名の参加でフィールドワークを行いました。

一日目は、田沢湖畔の「姫観音」を見学。田沢湖姫観音と朝鮮人強制労働について、田沢湖畔の田沢湖姫観音像前で茶谷十六氏（元わらび座民族研究所理事長）に説明を受けました。

姫観音の建立は1939年（昭和14）。戦時下、1938年から40年にかけて田沢湖をダム湖とした国策によって発電所建設、それにかかる隧道掘削工事で発電所への導水路が3本掘られました。2年間の突貫工事で寒冷と過酷な労働、食糧不足に加え、発破や落盤事故などで多数の犠牲者がありました。その中に強制労働に従事していた朝鮮人（でんたくし）も含まれていました。田沢寺に眠る朝鮮人無縁仏、姫観音の建立趣意書が発見（1991年6月21日）されたことにより、姫観音は当時の工事犠牲者を慰霊するために建立されたことが明らかになりました。1990年より今日まで姫観音の慰霊祭を行ってました。仙北市議平岡裕子さんも参加しました。

一行は一路、大館市へ。

国賠大館鹿角支部の浅石重美会長らがガイドをしてくれました。

下川沿駅前の「多喜二生誕の地碑」や「生家跡地」、公民館の「小林多喜二コーナー」、

母セキの「生誕地碑」「多喜二文学碑」を訪ねました。

夜は、国賠会員で長年東成瀬村の議会議長・農業委員会会長をつとめた冨田義行さんの慰労と、今泉まき子大舘市議の当選祝いの交流・懇親会を行いました。会員で衆院二区候補の藤本友里さんも参加しました。

二日目は浅石会長らのご案内で「花岡事件」の関係史跡を訪ねました。

帰路、潟上市の長沼禅苑の「解放運動無名戦士」を合葬する「いしずえ碑」を訪れ、追悼しました。

田沢湖・姫観音像

小林多喜二コーナー

夜の懇親会

花岡「日中不再戦友好碑」

再録シリーズ㉗

中央版「不屈」（2019年8月号（No.545）より

農民運動と政治革新に生きた

加藤（かとう） 政吉（まさきち）

■加藤政吉の青春と治安維持法弾圧

加藤政吉は、獄中死した鵜沼勇四郎の義弟である。

秋田県の南の農村（現・湯沢市）にあって、プロレタリア文学の作家をめざしつつ、戦前戦後を通じて農民運動と政治革新に生きた愛すべき闘士、加藤政吉。

筆名は真嶋徹児。本人は「ましまてつじ」と表している。

片田舎の一闘士だが、1932（昭7）年にモスクワで開かれる国際革命作家同盟大会の日本代表の一人に選ばれた。19歳だった。ペンネームだったが正体がばれ、検束され25日間拘留された。

同年11月治安維持法違反で検挙。留置場で木刀の殴打で気を失う拷問を受けた。1933年に懲役2年（執行猶予）の判決まで1年以上「監獄（未決監）」につながれた。

さらに34年11月「秋田共産党弾圧事件」で検挙され、執行猶予判決まで4ヵ月間拘留された。

鵜沼勇四郎は1938年6月に獄死するが、8月加藤は鵜沼の妹フジと結婚した。

■加藤政吉の多彩な活動

加藤政吉は、1913年雄勝郡山田村（現湯沢市）の小作農家に生まれた。

加藤政吉の活動は実に多彩である。高等小学校卒業後、治安維持法犠牲者でもある教員・庫山寛一から社会科学を学ぶ。プロレタリア作家・鈴木清の指導でプロ文学活動を組織し、農村の生産点での反戦作品を発表した。

後の妻となるフジの兄・鵜沼勇四郎の指導で青年を結集し農民組合を結成し、青年団改革にとりくんだ。農道の改修促進などで村民とともに闘った。釈放ののち農村演劇運動をすすめた。

終戦までの2年間は、農業会の技術員として働いた。

加藤政吉の活動は地域にしっかりと足をつけ大衆とともに歩んだ一生だった。

■加藤政吉の政治と農業

加藤が日本共産党に入党したのは、1932（昭7）年鵜沼勇四郎の勧めだった。戦後再入党した。

それから後、加藤政吉の活躍は、多彩な文化的活動と、農村における各種の運動で面目躍如たる働きをしていく。

加藤は、農民組合運動や在村地主の小作料軽減のための組合をつくり尽力しつつ、地元の農協再建に乞われて常勤者になり奮闘した。コメの「ビニール乾燥法」を研究し、「産米改良」で近県にまで足を運び講演した。小型水力発電の共同利用を長らく続け、農業共済、農業委員としても活躍した。

政治分野では、1946年の再入党以来、湯沢雄勝地域の党の再建に取り組み、党地区委員長、県役員を歴任した。1962年には湯沢市長選挙に立候補した。

■今も生きる政吉の精神

加藤政吉は、いかめしい革命家というより、酒を愛し、人形劇の指導、風刺たっぷり民謡の替え歌をつくり、時には浪曲もうなる庶民的革命家だった。

5年ほどの闘病生活のすえ1972年7月59歳で亡くなった。

もう半年生きていれば、秋田県最初の共産党国会議員の誕生を喜びあえたのに・・・・。

加藤の文学作品や随想、民謡の替え歌は、どれも軽妙でユーモラスだが、闘いの本質が親しみやすく表現されている。政吉の死から8年後、自伝小説（遺稿）『加藤政吉物語―ある無名戦士の記録』が刊行された。失恋もあれば思想の未熟さも書かれている。弾圧に耐えた不屈の闘士でありながら雰囲気は、近所の「おじさん」なのである。

政吉の社会変革への精神は今も生きている。加藤の住んだ山田地区では、戦後一貫して共産党議員を送り、党員県議、党員市長を誕生させている。

政吉とその兄・芳之助は、終戦を喜び、アジアの変化を喜び、党綱領決定を喜び大いに語り合った。それを見ていた息子や甥が、政吉の志を受け継いでいる。

松田解子（故人）がしみじみと回想している。

「私はもっぱら応援動員で県南入りをするが、政吉さんと会い、そのなんとも暖かい鋭い革命農民の原型を心に刻んでは帰りました」

4・14　秋田　最上健造

今月の注目の言葉

特集：12人の女性の声

（「通販生活」2023年夏号より）

「通販生活」夏号（発行・株式会社カタログハウス）は、「岸田首相の〝聞く力〟は、誰の言葉を聞いているのだろうか。」「『敵基地攻撃能力の保有』に反対する12人の女性の声をぜひ聞いてください。」を緊急特集している。

その前文の最後は「国民（自民党支持者を含めて）には全く説明なし。岸田首相の国会（国民）軽視、プーチン氏や習近平氏とあまり変わらない様に思えてしまう。」と結んでいる。

以下は、寄稿した女性のみなさんのコメントからの部分抜粋（掲載順）である。

❤上野千鶴子（社会学者・東京大学名誉教授・1948生まれ）

「憲法は完全に空洞化され、いまや日本を『戦争をできる国』にするためには、憲法改正すら必要なくなった。憲法改正を悲願としたアベシンゾーの亡霊は、成仏するだろうか？」

❤上原公子（元国立市長・1949生まれ）

「庶民の暮しの現実を無視した『富国強兵』『産めよ増やせよ』の過去の号令が聞こえてきそうだ。」、「過去に学ばない政権に対して国民がNOを突きつけ、民主主義を取り戻さなければならない。」

❤落合恵子（作家・1945年生まれ）

「国会審議もなく、閣議決定だけで戦争ができる国へと急シフトをする政権に『その手をどけろ』とわたしは主張する。このいのちは、私の財産だ、と。」、「戦争をとめるためなら、『愛国心のない危険な人物だ』と、私は喜んで呼ばれよう。」

❤**加藤陽子**（東京大学院教授・１９６０年生まれ）

「極めて少数の安全保障担当者の限定的な判断力と恣意的な判断によって、国家と国民の将来の存亡が委ねられてしまってよいはずはない。国民は政治に向き合おう。まだ間に合う。」

❤**澤地久枝**（ノンフィクション作家・１９３０年生まれ）

「私は、怒っている。」、「『敵基地攻撃能力』などと言っても、現実には、人びとが生活を切り捨てられ始めた。『77年間戦死ゼロ』の暦がまさに変わろうとしている。」、「日本の政治は、狂っている。私は異議を唱える。」

❤**斎藤美奈子**（文芸評論家・１９５６年生まれ）

「『敵基地攻撃能力は抑止力』と政府はいっているけど、なわけないでしょ。」、「事実上の先制攻撃。台湾有事って米中戦争のことですからね。こんなの絶対許しちゃダメです。」

❤**田中優子**（江戸文化研究者、法政大学名誉教授・前総長・１９５２年生まれ）

「恐ろしいことに、日本は武力以外の準備をしていません。」、「私たちの選択肢は『全力で外交努力をすること で戦争を回避する』以外に無いのです。『戦争反対！』の声を上げるべき時に来てしまいました。」

❤**中島京子**（作家・１９６４年生まれ）

「戦争に備えよというならば、まず食料自給率を上げなければならない。」「食料自給率を上げ、原発を廃炉するのに何十年かかるか。少なくともその間は、日本は戦争なんかできない。ぜったいにしてはならない。飢えと被爆死を招き寄せるわけには行かない。」

❤**浜矩子**（エコノミスト、同志社大学院教授・１９５２年生まれ）

「経済活動が経済活動であるためには、軍備増強は決して容認されないのである。」、「カネを敵基地攻撃能力入手のために費やす余裕など、微塵もない。…これは暴挙というほかはない。」

❤**三上智恵**（映画監督・１９６４年生まれ）

「各島々では自衛隊司令部の地下化、空港・港の軍事拡張、シェルター建設に続々と予算がついて、さながら戦前だ。沖縄戦再来を黙殺する『抑止力』を本気で求めるつもりかと問いたい。」

❤**安田菜津紀**（Dialogue for people副代表、フォトジャーナリスト・１９８７生まれ）

「武力による恫喝や暴力に頼らず、最後まで対話を投げ出さないよう、知恵を絞るのが本来、政治の役割でしょう。」、「おかしいことには『おかしい』と伝える　そんな市民からの声が、最大の歯止めになるはずです。」

❤**山本章子**（琉球大学人文社会学部准教授・１９７９生まれ）

「核兵器を持ち、日米両国よりも国家にとって国民の命の価値が軽い北朝鮮や中国に対し、相手より劣る通常ミサイル能力をもっても抑止力にはならない。」、「自国に軍事力で勝るロシア、北朝鮮、中国に囲まれている日本こそ自制的な安全保障政策をとる必要がある。」

治安維持法犠牲者・加藤政吉さんの遺族が国賠同盟に入会しました

6月26日最上県本部会長と大曲仙北支部の平岡裕子さん（仙北市議）が、仙北市西木町の田村シモさんと息子の朋之（ともゆき）さんを訪ねました。国賠同盟への入会をすすめるためでした。結論から言えば二つ返事で承諾してくれました。

◇　◇　◇

田村シモさんは、湯沢市山田の出身で、国賠湯沢支部の加藤忠三さん（元湯沢市議）の妹さんです。幼少のころから二十歳まで叔父の加藤政吉・フジ夫妻に育てられました。加藤政吉夫妻はシモさんの「養父母」です。養父母の子どもと生家の兄弟とも実の兄弟同様に育ったと言います。

シモさんは、加藤政吉の生前の運動と生き方を尊敬しておりました。

加藤政吉の妻フジは、弾圧で獄中死した鵜沼勇四郎の妹です。

シモさんは、最上会長と平岡市議に、加藤政吉直筆の「たたかいの灯を消すことなく」と書いた短冊と、養母フジと一緒に撮った幼い時の写真を見せてくれました。短冊も写真も大事に保管していました。

また若かりし頃、東京で労働組合をつくった思い出や、兄・忠三さんの選挙のことなども語ってくれました。

朋之さんは、両加藤家の「系図」を書いてくれました。

◇　◇　◇

シモさんの御主人は左官で、3年前亡くなりましたが、秋田に出掛けた時『加藤政吉物語』や『平野庄司切り絵集』を見つけて買って来たそうです。廊下には平野庄司切り絵を模写した作品や、絵画、オブジェなどが飾られていました。存命なら一緒に入会していただけたと思いました。

◇　◇　◇

「不屈」の本号に、中央版「不屈」に載った「加藤政吉」の記事を「再録シリーズ」で掲載しているのでご覧ください。

新入会員紹介

入会を心から歓迎します

大曲仙北支部

田村　シモ　さん
田村　朋之　さん

解放運動無名戦士合葬追悼会

第10回秋田県いしずえ碑前祭開かる

6月17日「いしずえ碑前祭」が39名の出席を得て行われました。今回合葬されたのは昨年死去したうち28名が合葬されました。

国賠同盟の会員では、近江谷昭二郎県本部名誉会長を始め7名が合葬されました。遺族を代表し、会員の鈴木万喜夫さん（秋田支部）と会員の鈴木望さん（横手支部）の奥さんがご挨拶しました。

最上健造県本部会長が国賠同盟として挨拶しました。

能代山本支部から加賀繁会長、大曲仙北支部から藤原貫一副会長が出席。秋田支部の佐藤操子常任理事は事務局として参加しました。

学習資料9

註　カタカナを平仮名にし、適宜読み方、句読点を入れた。

◆治安維持法

一九二五年（大正14年）四月二二日公布

第一条　国体を変革し、又は私有財産制度を否認することを目的として結社を組織し、又は情を知りて之に加入したる者は、十年以上の懲役または禁錮に処す

前項の未遂罪は之を罰す

第二条　前条第一項の目的を以って其の目的たる事項の実行に関し協議を為したる者は、七年以下の懲役又は禁錮に処す

第三条　第一条第一項の目的を以って、其の目的たる事項の実行を扇動したる者は、七年以下の懲役または禁錮に処す

第四条　第一条第一項の目的を以って騒擾（そうじょう）、暴行其の他、生命、身体又は財産に害を加うべき犯罪を扇動したる者は、十年以下の懲役又は禁錮に処す

第五条　第一条第一項及び前三条の罪を犯さしむることを目的として、金品其の他の財産上の利益を供与し、又は其の申し込み、若しくは約束を為したる者は、五年以下の懲役又は禁錮に処す。情を知りて供与を受け、又は其の要求若しくは約束を為したる者は亦（また）同じ

第六条　前五条の罪を犯したる者、自首したるときは、其の刑を減軽又は免除す

第七条　本法は何人を問わず、本法施行区域外に於いて罪を犯したる者に亦之を適用す

附　則

大正十二年勅令第四百三号（治安維持の為にする罰則）は之を廃止す

◆治安維持法中改正の件（緊急勅令）

一九二八年（昭和3年）六月二九日公布

治安維持法中左の通り改正す

第一条　国体を変革することを目的として結社を組織したる者、又は結社の役員、其の他指導者たる任務に従事したる者は死刑、又は無期、若しくは五年以上の懲役、若しくは禁錮に処し、情を知りて結社に加入したる者、又は結社の目的遂行の為にする行為を為したる者は二年以上の有期懲役、又は禁錮に処す。

私有財産制度を否認することを目的として結社を組織したる者、結社に加入したる者、又は結社の目的遂行の為にする行為を為したる者は十年以下の懲役、又は禁錮に処す

前二項の未遂罪は之を罰す

第二条中「前条第一項」を「前条第一項又は第二項」に改む

第三条及び第四条中「第一条第一項」を「第一条第一項又は第二項」に改む

第五条中「第一条第一項及」を「第一条第一項又は」に改む

※治安維持法（改正＝一九四一年）については次回

ミニ解説

（最上）

▼治安維持法国賠同盟の会員でも「治安維持法」の「全文」を見たことがない会員のため、「学習資料」で紹介しました。

▼治安維持法の第一の目的は「国体変化」＝「天皇制打倒」の弾圧つまり共産党の弾圧であった。

これは「当時」国際的に確立の流れにあった「革命権」の否定であった。ロシア革命の伝播を恐れたといえる。労働者・農民によって「天皇制国家」を倒されることへの恐怖の裏返しでもあった。

▼「私有財産制度の否認」は、共産主義・共産党はすべての私有財産を「国有化」すると決めつけ、弾圧することであった。「共産党はあなたの財産も奪う」という反共攻撃が行われた。

一方、国粋主義・右翼が「個人の財産はすべて天皇のもの、天皇に返上しよう」という言動は弾圧の対象外であった。

▼一九二八年の改正は、反対論もあり国会論議がすすまず、天皇の命令（勅令）で発布され、のち国会に承認させたものであった。

▼「改正」法では、「死刑」が導入された。また「目的遂行」罪が設けられた。日本で裁判の判決で「死刑」となった者はいないが、裁判の前に虐殺、拷問による獄死、衰弱死、虐待原因の死亡、留置場での病死が多数あった。植民地の朝鮮では多くの「死刑」があった。

▼「目的遂行罪」とは、直接運動に参加しなくとも、また自分で自覚しなくても共産党の目的に通ずると権力機関が判断すれば、それは罰させられるということである。際限ない庶民弾圧の無茶苦茶な口実であった。

★【資料】

拷問などで虐殺	９３人
裁判にかけられるの前の獄死	１２８人
裁判前の暴行・虐待で出獄後病気・衰弱で死亡	２０８人
弾圧・圧力で自死	２５人
宗教弾圧で虐殺・獄死	６０人
検挙者数	６８３００人ほど
検事局への送検者数	１７０００人ほど
起訴者数（裁判）	６５５０人
不起訴・起訴猶予・留保処分・無嫌疑	１１０００人ほど
検挙に至らない拘束者（一寸来い・「泊まっていけ」等）	数十万人

★【資料】は「『治安維持法と現代』２０２１年秋季号」より

俳句

能代山本支部　児玉　金友

多喜二忌や九条守れと背なおされ

春日あび白神の峰さえ返る

憲法をしっかり読めよ総理殿

（「俳句人」２０２３・５より）